

徳島県復興指針（素案）にかかるパブリックコメント回答（案）

資料 3

令和元年9月18日（水）から同10月18日（金）までの間、徳島県復興指針（素案）についてオープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、5名の方から36件の御意見をいただきました。御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
1	<p>34頁（カ）a に追加 ○被災事業者に対する被害アンケート調査をもとに、「被災事業者台帳」を作成し、被災支援や再建支援など被災事業者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災事業者台帳）を作成し、県と市町村で共有して、適切な支援による産業の復興を推進する。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、34頁（カ）aに、「被災事業者に対する被害アンケート調査を基に、被災支援や再建支援など被災事業者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災事業者台帳」という。）について、フォーマットの作成及び取りまとめを行い、市町村と共有し、適切な支援による産業の復興を推進する。」と反映いたします。</p>
2	<p>36頁 市町村に期待する取組 に追加 ○被災事業者台帳を作成し、事業者の個人情報でもあることに留意しつつ、県と共有して、産業復興の支援を継続的に進める。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、36頁「市町村に期待する取組」に反映いたします。</p>
3	<p>44-45頁（オ）a に追加 ○方針には、・・・分別を徹底するために、被災後の土日にボランティアが地域で支援活動を開始すると急激に災害廃棄物の検出が発生するために、その前に視認やボランティアへの排出ルールの周知、一時仮置き場の周知など初動対応策としての方針を定める。（事前に準備しておく） ○災害廃棄物の処理には3R（Reuse, Recycle, Resource）による処理廃棄物の減容化を目指す方針を定めるとともに、そのための対策を事前に講じておく。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、45頁の「準備する事前復興」に、 ・「被災後の休日にボランティアが地域で支援活動を開始すると、災害廃棄物の搬出が急増することから、市町村は、効果的な分別を徹底するために、住民やボランティアに対する分別・排出ルールや一次仮置き場の周知など、初動対応方法をあらかじめ取りまとめておく。」 ・「県及び市町村は、災害廃棄物の処理において、3Rにより、最終処分される廃棄物の減容化を図るための対応策を事前に検討しておく。」と反映いたします。</p>
4	<p>45頁（カ）b に追加 ○廃棄物の再資源化については、従来の発想を超えた復興資源として、例えば膨大なコンクリート殻を沿岸漁場の漁礁再生資源として活用するなど、処理廃棄物の減容化のための取組を事前に検討し、産業廃棄物対策として構築しておくような事前復興の取組が必要である。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今後の事前復興を推進する上での参考とさせていただきます。 また、災害廃棄物の再生利用については、48頁「その他」（キ）に、「東日本大震災においては、大量に発生した災害廃棄物について、被災地の復旧・復興に向け、迅速な処理と生活環境保全上の支障を防止するため、可能な限り再生利用を進める必要があります。一定の要件を満たした公共工事に限り、廃棄物該当性の判断基準を緩和することが可能である旨の通知がある。」と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
5	<p>55-56頁 市町村に期待する取組 に追加</p> <p>【準備する事前復興】 ○具体的な内容を検討するために……。 (危機, 都市計画) ○過去の災害における復興計画策定のプロセス, 合計性的方法等……。 (危機, 都市計画) ○協議会等の運営方法について……。 (危機, 都市計画) ○住民の意見を取りまとめるための協議会などを, ……。 (危機, 都市計画)</p> <p>【実践する事前復興】 ○地区防災計画の策定……。 (危機, 都市計画) ○復興まちづくりのための協議会の位置づけや復興まちづくり計画策定活動や合意形成への支援などは, 平常時のまちづくり活動などへの支援の同じであり, 阪神・淡路大震災で神戸市は事前に制定していた「まちづくり条例」を活用して迅速に進めることができたことから, あらかじめ「まちづくり条例」を制定しておく。(都市計画)</p>	<p>・関係部局については, 復興計画の取りまとめ部局を記載しているため, 現状の記載のままといたします。</p> <p>・「まちづくり条例」に関しては, いただいた御意見を踏まえ, 56頁「市町村に期待する取組」に「■参考: まちづくり条例の事例」を新たに設け, 「復興まちづくり協議会の位置づけや復興まちづくり計画策定の活動・合意形成への支援などは, 平常時のまちづくり活動などへの支援と同じであり, 阪神・淡路大震災時, 神戸市においては, 事前に策定していた「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」を活用し, 迅速に復興を進めた事例がある。」と反映いたします。</p>
6	<p>76頁 その他 に追記・追加 ■参考: 法制度に基づく修理 → 法制度に基づく応急修理 (5番目に追加) ○ただし, 災害救助法による応急修理を行った場合には, 応急仮設住宅及びみなし仮設住宅に応募することはできなくなることを, 申請時に被災者に伝えておく。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ, 76頁「■参考」のタイトルを修正するとともに, 「■参考」の4つ目の○に, 「応急仮設住宅との関係: 応急仮設住宅 (民間賃貸住宅の借上げを含む) を利用した場合は, 応急修理の対象とならないため, 県及び市町村は, 事前に住民に周知する。」と反映いたします。</p>
7	<p>79頁 (ウ) ○過去の災害において, ……。災害による特定入居 (公募によらず特定のものを入居させること) による災害公営住宅として正式入居した事例がある。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ, 79頁「その他」(ウ)に, 「過去の災害において, 一時的な入居を行った者について, その後, 入居者資格要件に該当する者については, 災害による特定入居 (公募によらず特定の者を入居させること) として正式入居とした事例がある。」と反映いたします。</p>
8	<p>86頁 市町村に期待する取組 に追加 (2番目に) ○応急仮設住宅建設用地の選定に当たっては, コミュニティの維持の観点とともに, 最終的な復興まちづくりにおける土地利用にも十分に配慮して, あらかじめ検討しておく。 ■参考: 仮設住宅の分散配置 ○東日本大震災では, 大船渡市において, コミュニティ維持のために, 既存集落内に応急仮設住宅を分散配置したり, 新潟県中越地震でも既存集落ごとに応急仮設住宅を配置した事例がある。</p>	<p>いただいた御意見のとおり, 85頁(イ) b及び86頁「市町村に期待する取組」の「準備する事前復興」に反映いたします。</p>
9	<p>88頁 (ア) に追加 (2番目に) ○新潟県中越地震では, 全村避難した旧山古志村は, 避難所に入った1週間後に, 避難所で集落ごとにまとまるために再引越を行って, そのまま集落単位で応急仮設住宅にまとまって入居し, 集落ごとに集会所も設置して, 翌年の3月までの5か月間で復興計画を策定した。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ, 88頁(ア)に「■参考: 従前のコミュニティの維持等に配慮した全村避難の事例」を新たに設け, 「新潟県中越地震時に全村避難した旧山古志村においては, 避難所に入った1週間後に, 集落ごとにまとまり, 別の避難所に再引越を行い, そのまま集落単位で応急仮設住宅に入居するとともに, 集落ごとに集会所も設置した事例がある。」と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
10	<p>89頁 (イ) d に追加</p> <p>○熊本地震では、集会施設を「みんなの家」として、公民館機能を持たせて、被災者らによる積極的な活用を促し、自治会活動の活性化を促した。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、89頁(イ) dに「■参考：自治会等の育成の事例」を新たに設け、 「熊本地震などにおいては、単なる集会施設ではなく公民館的機能を持たせ、地区の復旧・復興及びその先の地域づくりを担う拠点施設を「みんなの家」として整備し、被災者らによる積極的な活用を促すとともに、自治会活動の活性化を促した事例がある。」と反映いたします。</p>
11	<p>92頁 (イ) c に加筆等</p> <p>・空公営住宅の魅力化（風呂施設の設置） → （風呂施設、エアコン、洗濯機などの設置？） *要確認：仮設住宅で提供されたエアコン、洗濯機、テレビなどは持ち込めるのか？ ・ボランティアによる引っ越し支援</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、92頁(イ) cに、 「・ボランティアによる引っ越し支援」と反映いたします。</p>
12	<p>93頁 (エ) を修正</p> <p>○過去の災害において、・・・・・・引き続き暮らせるように、基礎を木杭やコンクリートブロックからコンクリート基礎などに、応急仮設住宅を改良して、払い下げする等、恒久住宅化・・・・</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、93頁(エ)に、 「過去の災害において、木造応急仮設住宅を改良し、公的賃貸住宅として活用した事例がある。高齢者等が同じ場所で引き続き暮らせるように、応急仮設住宅の基礎を木杭からコンクリート基礎などに改良して恒久住宅化することも検討する。」と反映いたします。</p>
13	<p>97頁 その他（特記事項、留意点） に追加</p> <p>（○恒久的な住宅の供給計画の検討に当たっては、・・・・・・ → に続けて、以下を追加） ○上記の応急仮設住宅等の視点と同様に、恒久的な住宅の供給計画においても、個人の希望を尊重するとともに、集団移転先での敷地の配置やマンション建て替え時の住戸の配置などにおけるコミュニティの維持に配慮して取り組む。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、97頁「その他」に、 「恒久的な住宅の供給計画の検討に当たっては、高齢者の環境が変わらない、住み慣れたところで住み続けるという視点が重要である。また、個人の希望を尊重するとともに、集団移転先での敷地の配置やマンション建替時の住戸の配置などにより、コミュニティの維持に配慮することが重要である。」と反映いたします。</p>
14	<p>102頁 (キ) の次に挿入</p> <p>(ク) 公営住宅の供給における工夫</p> <p>○能登半島沖地震では、高齢者等の所有する敷地を輪島市に寄付し、敷地を公有地化して、そこに木造一戸建ての公営住宅を建築して、居住していた被災者に提供した。その後被災者が買い取って持ち家とすることも可能とする取組を行った事例があり、輪島方式と言われている。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、102頁「その他」(キ)に、 「能登半島沖地震においては、高齢者等の所有する敷地を輪島市に寄付し、敷地を公有地化して、そこに木造一戸建ての公営住宅を建築し、居住していた被災者に提供した。その後、被災者が買い取って持ち家とすることも可能とする取組（輪島方式）を行った事例がある。」と反映いたします。</p>
15	<p>119頁 (ア) 2行目</p> <p>○・・・・事業所が休業することとなったため、・・・・ → ・・・・となるなど、・・・・</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、119頁(ア)に、 「被災離職者の生活再建支援策としては、災害により雇用されていた事業所が休業等により、一時的な離職又は休業を余儀なくされた場合等に支給される雇用保険の求職者給付及び同制度の特例措置が主要な対策となる。」と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
16	<p>1 2 1 頁 市町村に期待する取組 (○上記「項目・・・。」に引き続き、追加する。)</p> <p>○被災事業者台帳を活用して、被災後の動向を把握するとともに、必要となる支援等の取組の周知につとめる。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、1 2 1 頁「市町村に期待する取組」に、「被災事業者台帳を活用して、被災後の動向を把握するとともに、必要となる支援策等を事業者等に周知する。」と反映いたします。</p>
17	<p>1 4 3 頁 (ウ) 準備する事前復興 に追加</p> <p>○市町村は、あらかじめ設置する相談窓口の予定場所を、住民に周知しておくほか、被災後の設置する場所が変更や増設されたときは、速やかにその周知に努める。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、市町村が行う要配慮者対策の参考とさせていただき、適宜市町村に助言して参ります。</p>
18	<p>1 4 4 頁 (オ) に追加</p> <p>(c として) c 子育て避難所の検討</p> <p>○こども園、保育園、幼稚園などの施設を、子育て世代の親子のための「子育て避難所」として活用することを、施設管理者と行政とで事前に検討する。</p>	<p>乳幼児を含め特別な配慮を要する人(要配慮者)は、避難所で生活を送ることが困難な場合があることから、市町村においては、地域の実情に応じ、御意見にある施設も含めた様々な施設の協力を得て福祉避難所をあらかじめ指定することとされております。</p> <p>いただいた御意見については、要配慮者対策の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>2 1 0 頁 (ア) (d として追加)</p> <p>d 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業</p> <p>○東日本大震災を教訓に、津波防災地域づくりに関する法律が制定され、事前防災の事業と同時に津波被災からの復興事業においても、津波が発生した場合に都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための「一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業」による都市計画を決定することができる。この事業では、用地の全面買収方式によって計画的かつ迅速に整備することを可能としている。東日本大震災からの復興においても活用されている。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、2 1 0 頁(ア) d 「一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業」を新たに設け、「東日本大震災を教訓に、「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、事前防災の事業と同時に津波被災からの復興事業においても、津波が発生した場合に都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための「一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業」による都市計画を決定することができる。この事業では、用地の全面買収方式によって計画的かつ迅速に整備することを可能としている。東日本大震災後の復興においても活用されている。」と反映いたします。</p>
20	<p>2 1 3 頁 (2 番目の項目として 追加)</p> <p>○東日本大震災では、防災集団移転促進事業の採択要件が緩和され、大船渡市では5 戸以上で、かつ集落内の土地に差し込み型で配置して、コミュニティの維持を実現した事例もある。</p> <p>(3 番目となる事項の差し替え一修正加筆一)</p> <p>○居住規制区域となる津波被災地の敷地の買い取り問題や移転先の土地購入あるいは借地など、多様な個別の相談業務が不可欠となるため、被災者が十分理解して意思決定できるように専門家を含めた行政側の相談体制づくりが必要である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、2 1 3 頁「その他」(ア)に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災においては、防災集団移転促進事業の採択要件が緩和され、大船渡市では、5 戸以上で、かつ集落内の土地に「差込型」で配置して、コミュニティの維持を実現した事例がある。」 ・「居住規制区域となる津波被災地の敷地の買い取り問題や移転先の土地購入あるいは借地など、多様な個別の相談業務が不可欠となるため、被災者が十分理解して意思決定できるように専門家を含めた行政側の相談体制づくりが必要である。」 <p>と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
21	<p>213頁 ■参考 に追加</p> <p>(2番目に)</p> <p>○岩沼市は、地域の高齢化と活性化を課題としてとらえて、沿岸6地区での新たなまちづくりについて話し合いなどの取組を進めていた。そのことが、ソフトウェア復興まちづくりの背景になり、それは「実践していた事前復興」ともいえる事例である。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、213頁「■参考」に、「岩沼市は、地域の高齢化と活性化を課題としてとらえ、沿岸6地区での新たなまちづくりについて話し合いなどを進めていた。」と反映いたします。</p>
22	<p>221頁 その他</p> <p>(2番目の項目の修正加筆)</p> <p>○県及び市町村が行うことが必要となる調整として、・・・・</p> <p>・迅速な原状回復を目指す市街地では、復旧工事が道路を掘削するために発生する道路交通への影響について、交通管理者との十分な調整とともに、ライフラインについても・・・・</p> <p>(3番目の項目の修正加筆)</p> <p>○迅速かつ合理的な復旧・復興工事の推進につなげるために、・・・・</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、221頁「その他」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「迅速な現状回復を目指す市街地では、復旧工事（道路掘削等）に起因する道路交通への影響について、交通管理者との十分な調整とともに、ライフラインについても迅速性を最優先した本格復旧を行う。一方、基盤整備等を伴う面的な復興事業を行う市街地では、その事業のスケジュールに併せてライフラインの計画的な復旧・復興を行う。」 ・「迅速かつ合理的な復旧・復興工事の推進につなげるためには、地下に埋設されているライフラインの状況について、事前に関係者間で共有しておくことが重要である。」 <p>と反映いたします。</p>
23	<p>233頁 (1)イ 各種融資制度の周知・経営相談</p> <p>趣旨・概要 への追加 (3番目の項目として)</p> <p>○阪神淡路大震災や新潟県中越地震では、財団方式の「復興基金」による多様な各種融資支援制度が創設され、復興のきめ細かな支援や融資を行ってきた。東日本大震災は交付金方式の復興基金であるが、国の制度の隙間を補って復興を進める重要な役割を果たすのが復興基金であるので、既往の事例を収集して、復興基金のあり方について事前に検討しておく。</p>	<p>本県では、平成24年12月、「命を守るための大規模災害対策基金」を設置し、南海トラフ巨大地震や台風による豪雨その他の異常な自然現象により生ずる大規模災害から県民の命を守るため、当該災害の未然防止、発生時の応急措置並びに収束後の復旧及び復興に関する事業に要する経費に充当することとしており、「事前復興」についても活用対象となります。</p> <p>また、復興財源の確保に向け、復興基金造成や国庫補助金の特例措置の創設に必要な財政措置について、市町村と連携し国へ要望して参ります。</p> <p>今後、いただいた御意見を参考に、「既存基金のあり方」を含め、発災時における復興財源のより効率的・効果的な確保策や活用策を検討して参るとともに、指針の72頁「その他」及び235頁「その他」に、</p> <p>「阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては、「財団方式」の復興基金による多様な各種融資支援制度が創設され、復興のきめ細かな支援や融資が行われた。また、東日本大震災においては、「交付金方式」の復興基金により、国の制度の隙間を補って復興を進める重要な役割を果たした。」</p> <p>と反映いたします。</p>
24	<p>233頁 (イ)として追加</p> <p>(イ)復興基金の創設と運用体制の検討</p> <p>○将来の復興基金が利子分の財団運用方式となるか、交付金取り崩し運用方式となるかは不明であるが、それぞれの運用体制と運用制度について、事前に事例収集し、検討しておく。</p>	<p>「阪神・淡路大震災や新潟県中越地震においては、「財団方式」の復興基金による多様な各種融資支援制度が創設され、復興のきめ細かな支援や融資が行われた。また、東日本大震災においては、「交付金方式」の復興基金により、国の制度の隙間を補って復興を進める重要な役割を果たした。」</p> <p>と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
25	<p>242頁 (ウ) aの2番目の項目を(カ)として独立させ、下記を追記削除する</p> <p>(カ) 支援チームの構成 ○中小企業基盤整備機構、自治体、商工会、商工団体等から人員を集める。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。 ○中小企業診断士など専門士業団体と事前に連携関係を構築し、専門家派遣による支援体制を事前に講じておく。 ○各種の融資や事業を行おうとする団体等設置について周知するとともに、共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体からの派遣要請に基づき、支援チームと連携して、指導を行う。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、242頁に「(ウ) 支援チームの設置」を新たに設け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業基盤整備機構、自治体、商工会、商工団体等から人員を集め、支援チームを設置する。人員が不足する場合は、他の自治体に応援を要請する。」 ・「支援チームの設置について周知するとともに、共同仮設工場・店舗を設置しようとする団体からの派遣要請に基づき、中小企業診断士など専門士業団体と連携して、指導を行う。」 <p>と反映するとともに、243頁「準備する事前復興」に、 「支援チームの編成及びその活動内容等について、中小企業診断士など専門士業団体と事前に連携関係を構築し、専門家派遣による支援体制を事前に検討しておく。」と反映いたします。</p>
26	<p>245頁 (イ) 「準備する事前復興」 に追加 ○災害遺構は重要な防災教育・学習の教材であり、新たな防災学習体験型観光の重要な資源でもあるため、各地の災害遺構とその活用の事例を収集し、新たな観光コンテンツの可能性を検討しておく。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、245頁(イ)「準備する事前復興」に、 「県及び市町村は、過去の災害における被災地の災害記憶(遺産・遺構)等を活用した観光資源開発事例を事前に情報収集し、導入に向けて検討しておく。」と反映いたします。</p>
27	<p>246頁(ウ) c 修学旅行の誘致 に追加 (2番目に) ○防災学習体験研修プログラムなどのコンテンツを開発し、新たな修学旅行観光として誘致し、推進する。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、246頁(ウ) cに、 「県及び市町村は、効果的な防災教育に向けた新たな防災学習プログラム等を開発し、修学旅行の誘致を推進する。」と反映いたします。</p>
28	<p>253頁 (カ) a 農林漁業者の生産意欲の増進 (2番目の項目として) ○津波で荒廃した磯や沿岸に、環境への影響に十分な配慮をしつつ災害で大量に発生したコンクリート殻を資源として活用して磯や沿岸の新たな漁礁を整備して、漁場の早期回復を促す取組の可能性を、事前に検討する。 ■北海道南西沖地震で津波に襲われた奥尻島では、被災した道路の雪覆いをウニの漁礁づくりに活用している事例がある。</p> <p>(「実践する事前復興」として) ○平時に、産業廃棄物として発生する解体ビル用のコンクリート殻を資源として、漁礁づくりに取り組んでおくことが、被災後の災害廃棄物の迅速な処理と漁場の創造的復興の取組を可能にする。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、今後の事前復興を推進する上での参考とさせていただくとともに、255頁「その他」に、 「北海道南西沖地震で津波に襲われた奥尻島においては、被災した道路の雪覆いをウニの漁礁づくりに活用している事例がある。」と反映いたします。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
29	<p>複数回出てくる取組もあるので、再掲とか関連ページを記載するようにすれば、より分かりやすくなると思います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、次の箇所に<再掲>と記載いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25頁（カ）及び123頁（ア） ・ 30頁「その他」（ウ）及び32頁（イ） ・ 63頁（エ）及び158頁（ウ） ・ 72頁「その他」及び235頁「その他」 ・ 85頁（イ）及び89頁（イ） ・ 93頁（エ）及び101頁「その他」（ウ） ・ 102頁「その他」（キ）及び241頁「その他」 ・ 180頁「その他」、183頁「その他」及び187頁「その他」
30	<p>現在のIT化社会においては、スマホアプリに頼る方法が広く市民に容易にアクセスできる方法として最適であると考えます。各避難施設における飲料水や電力の確保状況がアプリによって分かるようになれば、避難者の自発的行動や準備を促す上で大変有効で実用性のあるものになると考えられるため、そのようなアプリを開発してはどうでしょうか。</p>	<p>大規模災害発生時に、自分や家族の命を守るためには、迅速かつ適切な避難行動を起こすことが大事であり、個人でのスマホ保有率が6割、世帯でのスマホ保有率が7割を超える現在のIT化社会において、近隣避難施設の詳細な情報を把握することのできるスマホアプリは、県民の皆様の自発的な避難行動・準備を促すための有効な手段だと考えております。</p> <p>本件につきましては、県のみならず、各市町村の避難計画にも大きく関わってくることでありますので、市町村等の関係機関と連携を図り、今回いただいた御意見につきましては、県の防災・減災対策の参考とさせていただきます。</p>
31	<p>大規模災害では、電気、水道がアウトになる。企業を含め、県民全ての行動訓練を企画し、県民運動として行ってはどうか。訓練は、話は短く、短時間で、一人でも多く参加できるようにする。いざという時、自力で動ける力や判断力を養うため、講習ではなく、体全体を動かして覚えてもらうよう取り組んでほしい。</p>	<p>本県では、要請のあった地域の事業所や町内会など様々な団体のところに、県の職員が出向く「防災出前講座」を実施しており、災害に関する知識や備えなど、その地域に応じた内容を工夫しながら実施しているところです。</p> <p>今後は、いただいた御意見を参考に、地域で行われる防災訓練や避難訓練等の実動型の取組に対しまして、地域を管轄する市町村と協力して積極的に支援を行うとともに、多くの皆様に参加いただけるよう努めて参ります。</p>
32	<p>避難所が不足している。避難所に何があるのかを示し、必要なものは住民に持参させる。住民は公に頼りすぎている。避難所に個人用の備蓄品を保管する倉庫を設けてはどうか。</p>	<p>本県で策定している「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」においては、発災直後には市町村等から必要な物資が直ぐには届かないことを想定し、1日目は住民の皆様の持ち寄りによる対応をお願いすることとしております。自助・共助の観点からも、家庭や地域における物資の備蓄は非常に重要なものとなりますので、広く県民の皆様に備えていただければ、今後とも啓発に努めていくとともに、いただいた御意見につきましては、今後、市町村等との防災連携を図っていく上での参考とさせていただきます。</p>
33	<p>141ページ「d福祉サービスの早急な復旧」において、「被災した施設等は、施設の被害状況を調査した上で、県及び市町村に報告するとともに、被災後の早期復旧を図る。」とあるが、「県または市町村に」としてほしい（両者に連絡するのは緊急時に大変なので）。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、142頁（ア）dに反映いたします。</p>
34	<p>141ページ「準備する事前復興」において、「社会福祉施設等は、新たな社会福祉施設の建設可能地を事前に選考しておく」とあるが、具体的な説明や協議がない中で、実際にこのようなことは可能か。</p>	<p>県では今後被災するおそれのある施設や過去に大きな被害を受けた施設が、防災拠点等の機能を付加した上で移転を行う場合に、施設整備に要する経費の一部を補助する制度を設けております。</p> <p>各施設からお話をいただいた場合には、市町村も含めて協議させていただいております。</p>

NO.	いただいた御意見の概要	御意見に対する県の考え方
35	<p>142ページ「準備する事前復興」において、「緊急入所を受け入れた社会福祉施設等に対する応援職員の派遣について、あらかじめ応援スキーム等を構築しておく」とあるが、どこが構築しておくのか。</p>	<p>県では平成31年4月「災害福祉支援ネットワーク」を立ち上げ、災害時における福祉支援体制の構築を目指しております。 今後、ネットワーク構成員の皆様にご意見をいただきながら、効果的に災害福祉支援を行う体制を整備して参ります。</p>
36	<p>143ページ「準備する事前復興」において、「市町村は、避難行動要支援者名簿の情報は、紙媒体のみではなくデータで管理を行い、必要に応じて、あらかじめ情報を閲覧できるよう、タブレット等情報ツールを整備しておく」とあるが、どこに閲覧できる情報ツールを整備するのか。また、福祉施設もその情報を確認できるのか（どこで確認できるのか）。</p>	<p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10に基づき、市町村長が作成し、平時における名簿情報の利用及び提供については、同法第49条の11第2項により、市町村長が地域防災計画に定めることとされております。 本指針記載の情報ツールは、市町村内での整備を想定しており、外部の閲覧は想定しておりません。</p>